

内閣參質第四号

昭和二十五年八月四日

内閣總理大臣 吉 田 茂

參議院議長 佐 藤 尚 武 殿

参議院議員松浦清一君提出韓國水域就航船舶乗組員に対する危険区域手当免稅に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員松浦清一君提出韓国水域就航船舶乗組員に対する危険区域手当免税に関する質問
に対する答弁書

韓国水域就航船舶乗組員が受ける地域手当等は、一種の危険手当たる性質を有するものであり、従来所得税を課税している危険手当たる国鉄、海上保安職員等が受ける特殊勤務手当等とその性質上さしたる差異を有するものでなく、且つ、その額も本俸、家族手当、勤務手当及び航海手当の合計額の一〇〇%又は一五〇%に達することもあるので、これを非課税とすることは負担の均衡上から見ても妥当でないと考へる。